

○管財関係債権の訟務事務処理要領について

〔 昭和41年11月12日
蔵 国 有 第 2 7 7 6 号 〕

改正 昭和45年 6月 1日蔵理第 2352 号
同 46年 1月 7日 同 第 5312 号
平成13年 3月30日財理第 1296 号
同 18年11月22日 同 第 4375 号
令和元年 6月28日 同 第 2319 号
同 2年 1月31日 同 第 325 号

大蔵省国有財産局長から財務局長宛

管財関係債権に関する訟務事務の円滑な処理及び収納未済債権の整理促進を図ることを目的として、別紙のとおり訟務事務処理要領を定めたので、今後はこれにより処理されたい。

なお、本訟務事務処理要領は法務省訟務局と協議済みであるから申し添える。

別 紙

管財関係債権の訟務事務処理要領

財務省組織令（平成12年政令第250号。）第52条第5号及び第6号に規定する債権（以下「管財関係債権」という。）について、国の債権の管理等に関する法律（昭和31年法律第114号。以下「法」という。）第15条、第17条、第18条又は第28条の規定に基づいて歳入徴収官（代理歳入徴収官及び分任歳入徴収官を含む。以下同じ。）が債権の保全及び取立の手續（以下「訟務手續」という。）を法務大臣に依頼する場合には債権管理事務取扱規則（昭和31年大蔵省令第86号。）第21条及び昭和32年1月10日付大蔵大臣通達蔵計第105号「国の債権の管理等に関する法律及びこれに基く命令の実施について」第4の規定によるほか、下記に定める要領により行うものとする。

なお、法務大臣に対する訟務手續の依頼は、その事案の債権を管理する歳入徴収官の所属する財務局（福岡財務支局及び沖縄総合事務局を含む。以下同じ。）、財務事務所、財務局出張所又は財務事務所出張所の所在地を管轄する法務局長又は地方法務局長（以下「法務局長等」という。）に対して行うこととし、この場合、歳入徴収官は法務局長等と緊密な連絡を保ち十分協議のうえ、その事案の最も妥当な処理に努めるものとする。

記

1 権利確定の手續

(1) 催 告

強制履行等のため訟務手續を依頼するに当たっては、その債権の効果的な回収を図るため、依頼に先立ち、債務者に対して一定期日までに債務の履行がなされない場合は法的手続をとる旨を記載した催告書（記載例別紙第1）によつて催告するも

のとする。

この場合、催告書は配達証明付内容証明郵便で送付するものとする。

(2) 即決和解の申立て

イ (1)の「催告」に対し、債務者から履行延期の申出があり、その債権につき債務者が法第24条第1項各号の一に該当すると認められる場合（歳入徴収官限りで履行延期の特約をする場合を除く。）は民事訴訟法（明治23年法律第29号）第275条の和解（以下「即決和解」という。）の申立てを依頼するものとする。

この場合には、あらかじめ、債務者の資力の状況に応じ法第24条から第27条までに定められた内容条件等にしがつた和解条項について、次の諸点に留意して折衝するものとする。

(イ) 履行期限は法第25条に規定する期間内において延長することができるが、法第24条第1項第1号に該当する場合であつても、事情やむを得ないと認められる場合のほか、なるべく5年以内の延長にとどめるものとする。

(ロ) 弁済充当の順序は原則として延滞金、延納利息、元本の順序によること。

ただし、元本債権の発生が法施行前で、契約等により充当順位について特約がある場合又は裁判上の和解により充当順位が定められている場合において、やむを得ないと認められるときは、その充当順位によることができること。

(ハ) 相手方に対する請求金額が5万円以上の場合において、抵当権の目的とすることができる財産があるときは、これに抵当権を設定させ、これらの財産がないときはその他の人的担保（連帯保証人等）の提供を求めるものとする。

(ニ) (ハ)による処理ができない場合で、債務者が第三者に対して債権を有するとき、第三者を即決和解手続に参加させ重畳的債務引受をさせるか又は債務者をしてその債権につき質権を設定させる等の取扱いをすることとし、債務者が第三者に対して有する債権を信託的に譲り受ける取扱いはしないものとする。

ロ 債務者がイの和解条項に全面的に同意はしないが、なお、和解成立の見込みのあるものについては、4の「訟務手続の依頼書」の「その他参考となるべき事項」欄にその経緯を明らかにしておくものとする。

(3) 支払督促の申立て

(1)により「催告」を受けた債務者が、法第24条に規定する履行延期の特約等の条件に該当しない場合又は(2)の「即決和解」の折衝に応じない場合において、債務者が債務の存在及び内容等について争う意志が明らかでないときは、支払命令の申立てを依頼するものとする。

(4) 訴の提起

(2)の「即決和解の申立て」又は(3)の「支払督促の申立て」による処理が困難又は不相当と認められる場合は、訴の提起を依頼するものとする。

2 権利の実行及び保全手続

(1) 強制執行等の請求

担保の付されている債権又は債務名義のある債権について、競売その他の担保権の実行又は強制執行の請求を必要と認める場合は、その手続を依頼するものとする。

(2) 破産手続開始等の申立て

やむを得ない事由によつて破産手続開始の申立て、会社更生手続開始の申立て又は民事再生手続開始の申立て若しくは特別清算開始の申立て（以下「破産手続開始等の申立て」という。）を必要と認める場合には、それぞれ、その申立ての措置を依頼するものとする。

(3) 債権の申出

債務者が次の各号に該当することを知つた場合において、国が債権者として配当の要求その他の債権の申出をすることを必要と認めるときは、その措置を依頼するものとする。

イ 債務者が強制執行を受けたこと。

ロ 債務者の財産について競売の開始があつたこと。

ハ 債務者に対し破産手続開始決定がなされたこと。

ニ 債務者の財産について企業担保権の実行手続の開始があつたこと。

ホ その他債務者の総財産について会社更生手続又は民事再生手続の開始決定があつたこと。

(4) 債権の保全

イ 1の「権利確定の手続」を依頼するに当たつて、債務者に誠意がなく、かつ、財産を処分し又は隠とくする等のおそれがあると認められるときは、遅滞なく、仮差押の手続を依頼しなければならない。

ロ 1の「権利確定の手続」を依頼するに当たつて、債権者代位権若しくは債権者取消権を行使し、又はこれに関連して保全手続をとることを必要と認めるときは、遅滞なく、その措置を依頼しなければならない。

ハ 債務者が弁済をせず、債務を承認させることができない等のため、その債権が時効によつて消滅するおそれがある場合は、時効を更新又は完成猶予するための即決和解、支払督促の申立て、訴の提起、強制執行等の請求又は仮差押等の手続を、おそくとも時効完成日の6ヵ月前までに依頼するよう努めなければならない。ただし、やむを得ない事由により時効完成日の6ヶ月前までに依頼することが困難な場合は、時効完成日までに催告をし、その後遅滞なく完成猶予措置を執るものとする。

3 訟務手続の相手方

訟務手続の相手方は原則として主たる債務者とし、主たる債務者に支払能力がない場合で保証人を含めて相手方とすることが適当と認められるときに限り、保証人を含めて相手方とするものとする。

4 訟務手続の依頼書

訟務手続を依頼するに当たつては、次の事項を明らかにした依頼書を送付するものと

する。

- (1) 相手方の住所、氏名又は名称、職業若しくは業種
- (2) 債権の内容（債権金額、履行期限、利率その他利息に関する事項、延滞金に関する事項等）
- (3) 債権の発生原因
- (4) 訟務手続依頼までの相手方に対する請求又は折衝の経過（具体的に、特に最終折衝の年月日結果を詳細に記載する。）
- (5) 依頼する訟務手続の種類
- (6) 依頼する訟務手続を必要とする理由
- (7) その他参考となるべき事項

イ 訟務手続の種類に応じ特に折衝上参考となると認められる事項

ロ 時効完成が切迫している債権については時効完成の年月日

ハ 即決和解の申立依頼においては、相手方が裁判所への出頭に応ずるか否か

ニ 1の(2)のロに該当する事項等

- (8) 訟務手続の種類に応じそれぞれ次の事項を追加する。

イ 即決和解の申立

和解条項案（記載例別紙第2）

（注）即決和解の内容とすべき事項について相手方とあらかじめ折衝し、その結果直ちに即決和解の申立てができる場合又は即決和解の成立の見込みのある場合について作成する。

ロ 担保権の実行

(イ) 担保権の種類及び内容

(ロ) 担保権の種類、所在、数量及び価額

(ハ) 優先債権等の種類及び内容

ハ 強制執行

(イ) 債務名義の種類及び内容

(ロ) 執行の目的物の種類、所在、数量及び価額

ニ 支払督促の申立て、訴の提起、破産等の申立又は仮差押等

(イ) 従前の経過の詳細、ことに争の有無及び内容

(ロ) 関係人の住所氏名又は名称

(ハ) 証拠書類の有無及び内容

ホ 債権の申出

(イ) 申出にかかる事件の種類及び内容

(ロ) 当該事件の管轄裁判所

(ハ) 申出の期限

(ニ) 申出をする債権にかかる債務名義の有無、種類及び内容

(ホ) 申出をする債権にかかる担保の有無、種類及び内容

へ 債権者代位権の行使

(イ) 代位権の対象となる権利の種類及び内容並びにその権利の相手方の住所氏名又は名称

(ロ) 保全する債権及び代位権の対象となる権利について前記ニに定める事項

ト 詐害行為取消権の行使

(イ) 詐害行為の内容及びその行為を知った時期

(ロ) 保全する債権について前記ニに定める事項

チ 訟務手続による時効の更新又は完成猶予

債務者の住所追求の経過（公示送達を要する場合にあつては、債務者の住所居所等が不明であることを明らかにした書類）

(9) 連絡に当たる職員の官職、氏名及び所属部課名

5 証拠書類

4の「訟務手続の依頼書」には、証拠書類その他必要と認められる書類の写しのほか、債務者が法人である場合にはその法人に関する登記事項証明書、不動産に関する措置を求める場合にはその登記事項証明書を添付するものとする。

6 訴の提起等における財務局長の指示

歳入徴収官である財務事務所長、財務局出張所又は財務事務所出張所長は、1の(2)の口に該当する「即決和解の申立」若しくは1の(4)の「訴の提起」又は2の(2)の「破産等申立」を依頼しようとするときは、あらかじめ、その所属する財務局長の指示を直接受けるものとする。

別紙第1（催告書記載例）

（局部所番号）第 号
令和 年 月 日

（被催告人住所）

被催告人 殿

（局部所住所）

催告人債権管理官 官職氏名 印

催 告 書

貴殿に対する末尾記載債権の納入については、さきに納入告知をし、引き続き文書その他により納付方再三督促してきましたが、いまだに納入がなく、今後の支払いについても満足すべき回答を得られないので、きたる 月 日までに全額支払われるよう、重ねてご通知します。もし、一時に支払いが困難な場合は詳細の事情を付した具体的支払計画書を持参し来局（部所）くださるよう依頼します。なお、以上のいずれをも実行されない場合は遺憾ながら法的手続に訴えることとなりますから、念のため申し添えます。

記

別紙第2（和解条項記載例）

和 解 条 項 案

1 相手方甲は申立人に対して次の債務を負担することを確認すること。

(イ) ○○売買代金元金 金 ○ ○ 円

(ロ) 遅延損害金（延滞金）

上記(イ)記載の元金に対する令和 年 月 日から令和 年 月 日までの年○%の割合による遅延損害金（延滞金）金○○円

(ハ) 延納利息

上記(イ)記載の元金に対する令和 年 月 日から履行期限の日までの年○%の割合による延納利息

2 相手方甲は申立人に対して前項(イ)、(ロ)、(ハ)の債務のうち金○○円（第1項の(イ)及び(ロ)の合計金額を記載する。）を次のとおり分割して支払いこれを遅延損害金（延滞金）、延納利息、元金の順序により充当すること。

(イ) 令和 年 月 日限り 金 ○ ○ 円

(ロ) 令和 年 月 日限り 金 ○ ○ 円

（以下同様。）

3 相手方乙は、相手方甲の負担する第1項の債務につき連帯保証をなし、第2項に記載のとおり相手方甲と連帯して申立人に支払うこと。

4 相手方甲又は乙が第2項の分割弁済をとどこおりなく完了したときは、申立人は相手方等に対して第1項の債務のその余の部分免除すること。

5 相手方等は、上記第2項の履行期限（履行期限を繰り上げたときは、その繰り上げた

履行期限)までに履行すべき金額を完納しなかったときは、その完納しなかつた金額(相手方等がその一部を履行した場合における当該履行の日の翌日以後の期間については、その額から既に履行した額を控除した額)のうち元金に対し、それぞれの履行期限の翌日から完納した日までの期間に応じて年〇%の割合で計算した遅延損害金(延滞金)を連帯して申立人に支払うこと。

6 次の場合において、申立人が第1項の債務のうち、支払未了の部分の全部又は一部についてその履行期限を繰り上げる旨を相手方甲に通知したときは、相手方等はその金額の範囲について期限の利益を失い、即時これを連帯して申立人に支払うこと。

(イ) 相手方等が第2項の分割弁済を怠り、その滞納額が2回分に以上に達したとき。

(ロ) 相手方甲又は乙が強制執行を受け、租税その他の公課につき滞納処分を受け、又は相手方甲又は乙の財産について競売法による競売の開始があったとき。

(ハ) 相手方が解散したとき(相手方甲及び乙あるいは甲又は乙が法人である場合に限る。)

7 相手方甲又は乙は申立人に対して第1項の債務を担保するため別紙目録記載の不動産につき抵当権を設定し、その登記手続をすること。

8 本件和解費用は各自自弁のこと。

(別紙(略))

(記載上の注意)

この記載例は和解条項案の基本的な事項について参考までに記載したものであるから具体的な和解条項案の作成に当たっては、債権の内容等に従い、次の事項に留意のうえ相応の修正を加えること。

1 第1項(イ)の債権は訟務手続の依頼書に記載して特定しているからここでは簡明に記載すること。

2 第1項(ロ)の遅延損害金の始期は履行期限の日の翌日とし、終期は和解成立の日とし、その率は、特約のない限り法定利率によること。

3 第1項(ハ)の延納利息の始期は和解成立の日の翌日とすること。

4 第3項は債務者が人的担保を提供するときの例であるが、連帯債務者債務引受人等がある場合には、この例に準じて記載すること。

5 延納利息を免除しないこととする場合は、第2項「前項(イ)、(ロ)、(ハ)の債務のうち金〇〇円」を「前項の債務」と修正し、第4項を削除すること。

6 延納利息を付さないこととする場合は、第1項の「(ハ)延納利息」を削除し、第2項の「前項(イ)、(ロ)、(ハ)の債務」を「前項(イ)、(ロ)の債務」と、「これを遅延損害金(延滞金)、延納利息、元金の順序」を「これを遅延損害金(延滞金)、元金の順序」とそれぞれ修正すること。

7 第7項の提供された担保が質権である場合には、和解成立前に質物の授受を了するものとし、和解条項は抵当権の場合に準じて記載すること。